

○財務省告示第七十八号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十八年二月二十九日に発行した政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十八年三月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百九十一回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下

四 発行方法

八							七							六							五																																																
最							払							発							募																																																
額							込							行							方																																																
低							行							争							入							札																																									
額							争							非							者							特							国																																		
面							入							札							格							競							入							札																											
金							札							格							第							第							参							加							場																				
金							競							I							I							I							I							I							I																				
千							二							三							四							額							四							額							込							募													
万							百							千							千							面							千							面							み							限													
円							円							百							百							額							円							額							の							度													
							八							億							億							三							億							千							億							億							億						
							億							三							億							百							九							億							億							億							億						
							九							十							億							億							億							億							億							億							億						
							十							億							億							億							億							億							億							億							億						
							二							億							億							億							億							億							億							億							億						
							万							億							億							億							億							億							億							億							億						
							千							億							億							億							億							億							億							億							億						
							二							三							四							額							四							額							込							募													
							百							千							千							面							千							面							み							限													
							九							百							百							額							円							額							の							度													
							八							億							億							三							億							千							億							億							億						
							億							三							億							百							九							億							億							億							億						
							九							十							億							億							億							億							億							億							億						
							十							億							億							億							億							億							億							億							億						
							二							億							億							億							億							億							億							億							億						
							万							千							億							億							億							億							億							億							億						

「国債市場特別参加者」のうち、「I非

格競争入札発行」という。

各申込みの応募額を割り当てる。

各申込みの応募額を順位の高い

当てる。

各国債市場特別参加者ごとの

募限度額の範囲内において各

各申込みの応募額を順位の高い

当てる。

各申込みの応募額を順位の高い

九 振 替 単 位	十 一 一 イ ロ 一 發	十 二 行 争 非 者 特 国 入 価 發 行 日	十 三 元 償 還 金 額	十 四 場 所 支 払 額	十 五 入 札 参 加	十 六 払 込 期 日
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。 平成二十八年二月二十九日	額面金額につき百円二銭五厘以上の金額にそれぞれ応募価格	額面金額につき百円二銭六厘	償還金を支払う。	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成二十八年二月二十九日
		平成二十八年五月三十日	償還金を支払う。			
		償還期限				